

## 審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第32条の7第2号
処　分　の　概　要：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準等）
審　查　基　準： 19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

## 審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第32条の8第2号
処　分　の　概　要：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第3項（指定の基準等）
審　查　基　準： 19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：